# エリートツリー選抜実施要領

平成24年3月27日 23森林林育第350号

最終改正:令和5年3月27日(4森林林育第308号)

(目的)

第1条 精英樹の選出等については、精英樹選抜育種事業実施要領(昭和55年5月31日付け55林野造第82号林野庁長官通知、以下「林野庁長官通知」という。)に基づき実施してきたところである。また、森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(平成29年3月)においては、成長や材質が優れた第2世代以降の精英樹の選抜を進め、品種開発の基盤となる集団を整備するとともに、精英樹と優良品種との交配や優良品種同士の交配(品種の次世代化)により品種性能を高める交雑育種を進めることとされている。このため、第2世代以降の精英樹(以下、「エリートツリー」という。)の選抜方法について、以下のとおり定める。

#### (対象樹種)

第2条 エリートツリー選抜対象樹種は、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ、エゾマツ、トドマツとする。ただし、地域的な実情により必要と認められる場合には、これ以外の樹種についても行うことができる。

## (選抜の目標と母集団)

- 第3条 エリートツリーの選抜は、各種の用材生産を目的として、成長の早いこと、単位面積当たりの材積収穫の多いこと等を選抜の目標とし、その地域の実情に応じて各種抵抗性や適応特性等を考慮するものとする。
  - 2 エリートツリーは、林野庁長官通知に定める、精英樹の次代検定 林を母集団として選抜する。

## (特性調査)

- 第4条 エリートツリー選抜のための特性調査は、以下に示す項目で、 原則として次代検定林に植栽され、なるべく10年生以上経過し た実生後代を対象とする。
  - 一 樹高及び胸高直径
  - 二 樹種に応じて、試験地におけるその他林業上重要な特性

#### (選抜)

第5条 前条の特性調査における樹高及び胸高直径によって算出される 材積から、選抜対象試験地の平均値μ及び標準偏差σを計算し、 下記基準により5段階の評価を行い、評価値が4以上に相当する ものを、両親の系統に偏りがないよう勘案してエリートツリーの 候補木として選抜する。

評価値	特性値	
5	μ +1.5σ以上	
4	$\mu + 0.5 \sigma$ 以上、	μ +1.5 σ 未満
3	$\mu - 0.5 \sigma$ 以上、	μ +0.5 σ 未満
2	$\mu - 1.5 \sigma$ 以上、	μ-0.5σ未満
1	μ -1.5 σ 未満	

2 エリートツリー候補木において、幹の曲りや材の剛性に著しい欠点がないこと、病虫害に脆弱ではないことが認められること、スギ・ヒノキについては雄花着花量が多くないこと、その他特段の欠点のないことについて確認した上で更に選抜する。

(エリートツリーの決定)

第6条 第2条から第5条の規程により選抜したものについて、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター所長(以下「林木育種センター所長」という)は、関係機関と必要な連絡調整を行った上で、エリートツリーとして決定する。

## (優良品種の指定)

第7条 林木育種センター所長は、エリートツリーのうち、次代検定林調査等により優れた性能が認められたものについては、林木の優良な新品種の開発にかかる評価を行う優良品種・技術評価委員会(国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領平成21年5月13日付け21森林林育第37号、最終改正令和3年3月11日付け2森林林育021301号)の審査を経て、優良品種として指定する。

#### 附則

- 1 この要領は、平成24年3月27日から施行する。
- 2 新たな科学的知見が得られた場合にはこの要領を変更することができる。

# 附則

この要領は、平成26年1月17日から施行する。

## 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月30日28森林林育第387号) この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月27日4森林林育第308号) この要領は、令和5年3月27日から施行する。

#### エリートツリーの雄花着花性の評価について

スギ・ヒノキのエリートツリーの選抜においては、その候補木の雄花着花量が多くないことをエリートツリー選抜実施要領に定めている。そこで、スギ・ヒノキの候補木の選抜に当たっては、自然着花性あるいはジベレリンによる着花性のいずれかについて調査を行って評価し、雄花着花量が多いものを除くこととする。

- ・調査については、林野庁の「特定母樹募集基準」(平成25年6月18日付け25林整研第137号)の中の「4-1. 雄花着花性(スギ)」及び「4-2. 雄花着花性(ヒノキ)」に基づいて行うものとする。
- ・ただし、評価に要する期間と評価基準については、エリートツリーが 種苗生産のためのみでなく、次世代育成のための母材料としても利用さ れることに鑑み評価は1年で行うものとし、雄花着花性の評価基準につ いては、自然着花性では、評価の指数が隣接林分の平均値より大きいも の、ジベレリン処理による着花性では、評価指数の平均値が4.0以上 のものを不合格とする。